

ただける環境づくりを進めているところでございます。

あと、G o T o キャンペーン関連でございますが、国のほうでは7月22日にG o T o トラベルを開始いたしました。ただ、ちょっと取組が遅れておまして、8月3日にやっと東北では事業者への説明会があったというふうなことで、長井市でもお盆過ぎに宿泊業者に呼びかけまして登録をしていただいたところです。長井市では5件の宿泊業者に登録いただきました。というふうな状況でございます、G o T o トラベルについて今のところ実績はまだ上がってないというような状況が現実でございます。

ただ、県のほうの県民泊まって応援キャンペーン、県民泊まって元気キャンペーンにつきましては、やまがたアルカディア観光局を通して申し込まれて当選された方も256名おりますし、実績としては県民泊まって応援キャンペーンのほうは市内に65名利用があったというふうに伺っているところでございます。

○平 進介議長 13番、小関秀一議員。

○13番 小関秀一議員 少し時間が不足しましたので、通告しております長井市東京事務所の実態、あとフラワー長井線の利用者の影響等々について、あと、先頃説明あったふるさと長井会の会員についても今年に入ってから非常に増えているという実績もあるようですので、決算に絡ませながら同じような質問をさせていただきますので、今回についてはご了承いただきたいというふうに思います。

フラワー長井線の利用についても、前段の質問で70%ぐらい利用者が減っているというふうな説明あったわけですし、私はコロナ禍の中でこれは致し方ない部分と、経営として非常に大変な部分を抱えていくのかなというふうに心配もしておるので、答弁をいただけない時間取りにおわびを申し上げながら、以上で今回の質問を終了させていただきます。ありがとうございます

ました。

○平 進介議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○平 進介議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

竹田陽一議員の質問

○平 進介議長 順位13番、議席番号5番、竹田陽一議員。

(5番竹田陽一議員登壇)

○5番 竹田陽一議員 皆さん、こんにちは。共創長井の竹田です。

初めに、新型コロナウイルスによりお亡くなりになりました方々にお悔やみを申し上げますとともに、罹患されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、感染拡大防止にご尽力されておられる医療関係者をはじめとした多くの皆様に、心より感謝申し上げます。安全性が高いワクチンや治療薬が開発され、この感染症が普通の病気と言われるくらい健康被害が抑えられる日が来ることを強く願っております。

また、7月豪雨により被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本定例会における一般質問は、鳥獣被害対策の強化について、公共施設の適正管理について及び中学校へのスマートフォンの持込みについての3件であります。

まず初めに、鳥獣被害対策の強化について質問をいたします。

今、イノシシによる被害が深刻となっております。サツマイモ、ジャガイモなどの芋類、タケノコ、カボチャなどが狙われております。また、水田の稲が踏み荒らされる被害や、地中の餌を探すために路肩、土手や畦畔を掘り返されるという被害もあります。特に今年は少雪のため、1月頃から農地の掘り起こしや畦畔の取壊しなどが至るところで見られ、掘り返された園地では草刈りなどに大変苦勞しております。

これら農業被害は、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加にもつながり、被害額以上の影響を与えております。また、最近では市街地での出没も見られ、人への危害も懸念される現状であります。

被害が深刻化する大きな要因は、個体数の増加であります。イノシシは、平成28年に被害が散見されてから、短期間で少なくとも400頭生息しているとも言われ、急増している実態があります。イノシシは雑食性で、冬は植物の根や塊茎を食べますが、今年は少雪で餌を食べやすく、繁殖には好条件であったようです。イノシシは年に一度、4頭前後の子を産むと言われておりますが、さきに捕獲したイノシシには11頭の子が入っていたとの報告があります。

一方、捕獲実績は、これまでに59頭で、大半が猟期中の銃器による捕獲であります。今年は少雪で足跡が追えないことや、やぶが残り見通しが悪いため銃での捕獲は僅かとなっております。わなを設置する場合は、一日に1回以上の見回り義務があり、現状の捕獲者は少なく、設置できるわなの数は限られております。

このように生息数の増加に比べ捕獲数が少ないことから、被害軽減にはつながっておりません。被害対策としては、捕獲対策、防除対策、そして環境対策を総合的に実施することとされておりますが、いずれの対策も推進する上で課

題があるようです。このような中、イノシシ被害を軽減するために、自らイノシシを捕獲しようと、今年度、20名を超える方々がわな猟免許を取得しております。深刻化するイノシシ被害を減らしていくためには、的確かつ継続的な対策が不可欠であります。長期的な視線で様々な対策をするため、地域ぐるみで鳥獣被害に強い体制を整えていくことが必要と思います。大切な農作物・自然資源や地域の人を守るため、積極的に対策を打っていくことが強く求められております。

これらを踏まえ、以下質問をいたします。

1つ目、本市の長井市鳥獣被害防止計画によると、令和3年度まで毎年10頭ずつ捕獲するとしております。県の捕獲計画や目撃、被害状況などから捕獲数を設定していますが、生息数が急増し、被害が拡大している現状を踏まえると、捕獲数の見直しが必要と思いますが、農林課長の見解をお伺いいたします。

2つ目、イノシシによる被害の防止に向け、捕獲の担い手確保が課題となっております。狩猟者の減少と高齢化の影響で、捕獲従事者が減少している中、農家等の被害者の参加は、担い手不足の解消に資するものと思います。今後も、新たな担い手を継続して確保するため、狩猟免許取得費用等の助成を継続、拡充する必要があると思いますが、市長の見解をお伺いします。

3つ目、効果的な捕獲を推進するため、捕獲技術の普及や捕獲体制の検討が必要と思います。わなの設置研修や、大型囲いわな等による効率的な捕獲方法の検討も必要と思います。また、鳥獣被害対策を推進するため、鳥獣被害に関する専門的知識や技術を持つ、例えば鳥獣被害対策アドバイザーを設置してはいかがでしょうか、産業参事の見解をお伺いします。

4つ目、わなの捕獲には、わなの設置、見回り、止め刺し、移送、処分という捕獲作業がありますが、移送や処分は大きな負担が強いら

ます。これらの負担を軽減するため、狩猟免許を持たない方を有害鳥獣捕獲の補助者として鳥獣被害対策実施隊員に参加させてはどうでしょうか、農林課長の見解をお伺いします。

5つ目、有効な3つの被害対策は、地域ぐるみで行うことが重要であります。被害の大きい農家も少ない農家も、非農家も一緒になって地域を守ることが大事であります。そのためには、地域が主体的に継続的に被害対策に取り組める体制を構築しなければなりません。推進体制や組織づくりなどに積極的に関与し、被害対策に係る負担の軽減を図る必要があると考えますが、農林課長の見解をお伺いします。

6つ目、現在、捕獲後のイノシシの多くは、持ち帰り、または山林に埋設処分されております。しかし、環境への影響が懸念されることから、可能な限り処理施設まで搬出し、産廃物として適正に処理することが求められております。出口対策として、ジビエなどに資源化する処理加工施設の整備を行い、捕獲の促進を図ることとしてはどうでしょうか、市長にお伺いいたします。

次に、公共施設の適正管理について質問をいたします。

公共施設の整備計画関係については、昨日も鈴木一則議員から、そして今日の午前中に小関秀一議員からも話がされておりますので、ダブるところもあるかなというふうに思っておりますが、ご了解よろしくお願いをいたします。

本年度、本市は新市庁舎などの大型公共施設整備の山場を迎えております。9月には改修された長井市民文化会館がオープンいたしました。駅舎と一体化した新市庁舎の建設、長井市学校給食共同調理場の移転新築、公立置賜長井病院の改築、さらには多機能型図書館と子育て世代活動支援センターの公共複合施設の建設が予定されております。このように老朽化した公共施設の改修や更新などが計画的に進められており

ます。さらに道路、河川、上下水道などのインフラも長寿命化が進められております。

ご案内のとおり、本市の公共施設は、建築されてから長い年月がたち、老朽化しつつあります。建物の更新には多額の費用がかかります。今、全国的にも公共施設等の老朽化への対策が深刻な問題となっておりますし、もちろん本市も例外ではありません。少子高齢化に伴い、福祉などにかかる費用は年々増加する傾向にあり、今後も増加する見込みとなっております。そのため、公共施設等の老朽化対策の考えをまとめた長井市公共施設等整備計画を平成28年度に策定しております。

では、本市の全ての公共施設等を更新するには、一体どのくらいの費用がかかるのでしょうか。この整備計画では、更新費用を試算しておりますが、今後40年間の総額は1,400億円で、年平均35億円となっております。つまり、今ある公共施設等をこのままずっと維持し続けるには、毎年35億円かかるということです。

公共施設と道路・河川・上下水道などのインフラは、市民が将来も幸せに暮らし続けるまちの基盤として必要不可欠な施設であります。しかしながら、少子高齢化・人口減少が進み、税収や利用者の減少が予想される中、全ての施設を今までどおり維持していくことは財政上大きな負担となることが予測されます。今後の厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理や運営にかかる費用の全体的な抑制や財源の確保を検討していく必要があります。これらを踏まえ、以下質問をいたします。

1つ目、公共施設を安心して利用するためには、日頃の点検・観察により、いち早く異変に気づき、修繕につなげることが重要と思います。施設管理者が日常的・簡易的に施設の点検を行えるよう、点検するポイント・視点などを分かりやすい内容にまとめたマニュアルを作成し、これを積極的に活用するなど、施設の安全点検

を習慣化することについて、技監の見解をお伺いいたします。

2つ目、本市では、計画的に修繕を行うことにより、施設の長寿命化を図っております。そのためには、建物の健康状態を的確に把握しておく必要があります。定期点検の記録とメンテナンス状況の記録をまとめた、例えば建物カルテは、施設台帳とともに、突発的なトラブル回避と計画的な修繕に資すると思っております。建物カルテの作成について、技監の見解をお伺いいたします。

3つ目、大型公共施設整備が山場を越えたとき、または今後、長寿命化計画を作成するとき新たに点検・診断を行った場合には、その結果等を踏まえて長井市公共施設等整備計画を見直すことが必要と思っておりますが、技監の見解をお伺いいたします。

4つ目、新市庁舎が完成すると、現市庁舎及び教育庁舎はこれまでの機能を新庁舎に移転します。しかし、機能移転後の現存庁舎は、建物の安全性からも十分に利活用できるものと思っております。利活用に当たっては、その実施期間は耐用年数到来までをめどとすることになると思っております。利活用の観点から何らかに転用していくことが期待されます。今後の取組について、市長の見解をお伺いいたします。

次に、中学校へのスマートフォン持込みについて質問いたします。

中学校においては、これまでは原則としてスマホ持込みが禁じられていましたが、文部科学省は先般7月末、条件付きで認める方針に変わりました。登下校中に災害や犯罪などの危険が迫ったときの緊急連絡手段とするためであります。実際に持込みを認めるかは教育委員会や学校で対応を決めることとなっております。条件としては、学校での管理方法と責任の明確化、フィルタリングを保護者の責任で設定、家庭や学校による危険性の指導、そして学校と生徒ら

が協力したルール策定の4点であります。

今や、スマホなど情報機器は情報化社会で欠かせません。持込み解禁で正しく使える力をつけることが期待されます。

一方、スマホ依存症やトラブルをどう回避するかが課題かと思っております。また、ただでさえコロナ対策で疲弊している教員にとって、さらに負担となる懸念があります。

これらを踏まえ、以下質問をいたします。

1つ目、スマホの中学生の所持率は7割を超えております。また、中学校で1人1台のパソコンの配備が進み、コロナの再流行に備え、オンライン学習の環境整備が進められております。スマホをめぐる環境は変化しております。その扱い方も柔軟に見直していく必要があると思っております。スマホ持込み解禁についての対応方針について教育長の見解をお伺いいたします。

2つ目、ゲームや動画で使う時間が増え、スマホを手放せなくなる依存症の危険が増える懸念があります。厚生労働省調査によると、インターネット依存のおそれがある中高生は93万人に上り、5年間で40万人増え、平日に5時間以上ネットを使う人の割合は1割以上あるとのこと。使い過ぎは勉強や睡眠時間の減少につながります。利用時間の制限などは、持たせる前にしっかり子供と話した上で、守れるルールをつくる必要があると思っております。生徒が依存症に陥らないようにするための取組について、学校教育課長にお伺いいたします。

3つ目、校内での保管は、高価なスマホの紛失、破損があった場合は、学校側の責任が問われかねません。学校で預かる場合は、登校時に預かり、下校時に返却することで校内での使用は制限されますが、教員の負担は増します。また、保管庫の購入費用や保管場所の確保が必要であります。

一方、生徒自身が管理するとした場合は、校内でゲーム使用、盗撮や画像の拡散などが懸念

されます。したがって、一括預かりが適切と思われるかもしれませんが、学校教育課長の見解をお伺いします。

4つ目、歩きスマホは大きな危険をはらみまします。スマホに気を取られて他人にぶつかりけがを負わせる可能性があります。転倒や階段からの転落で負傷しかねません。道路や公園など公共の場所では、止まっての操作が鉄則です。ながら運転も厳罰化され、自転車も禁じられております。学校帰りの歩きスマホについても、マナーをしっかり守るよう指導する必要がありますと思いますが、教育参事の見解をお伺いします。

5つ目、スマホ持込み容認で一体どのように教員の業務が増えるのでしょうか。登校時の回収、下校時の返却、持込みルールの作成や見直し、登下校時のトラブル対応などが予想されます。コロナ禍にあり、ますます超過勤務を増やすこととなりますが、働き方改革の取組をどのように進めていきますか、教育参事の見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問は終わります。ご清聴ありがとうございました。

○平 進介議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 竹田陽一議員から、大きく3つご質問、ご意見いただいておりますが、私のほうからは大きい項目2つ、3点についてご提言等々についてお答え申し上げます。

まず最初、鳥獣被害対策の強化についてということで、竹田議員からはイノシシ被害に対する地域ぐるみの捕獲体制の強化や捕獲物の有効活用についていろいろご提言いただきました。まず、竹田議員には、伊佐沢地区、大変イノシシの被害が増えておりまして、特にここ四、五年、ここ一、二年は、議員からも紹介ありましたように、イノシシですと本来は4匹、5匹、1回の出産ですね、ということが10頭以上のケースが多いので、伊佐沢の地元の方はもうイノブタじゃないかと。ですから繁殖力がすごい状

況になって手をつけられなくなると。今のうちにやっぱり徹底した行政と地域で一体で取り組まなきゃいけないんじゃないかなという声をいただいているところです。そういった意味では、竹田議員は自ら地元の人たちをいろいろ指導いただきながら対応していただいているということに、まず感謝と敬意を表させていただきたいと思っております。

まず最初の、捕獲担い手の確保の取組についてということのご提言についてお答え申し上げます。

被害状況についてでございますが、これまでも答弁させていただいておりますけれども、平成28年に初めて農作物被害に確認がありまして以降、生息数が急激に増加していることに比例しまして、カボチャや芋などの食害や水稻の倒害、畦畔の破壊等の報告が多くございます。被害額も、昨年度が12万9,000円ということで、一見額面的には少ないように見えますが、これは年々増加しており、被害金額では表れてこない畦畔の被害など、深刻な状況と認識しております。

今までの対策といたしまして、電気柵の設置等々に補助を行い奨励してきたことで、果樹や野菜の被害額は減少してはおりますけれども、自家野菜については食害が防ぎ切れていないのが現状でございます。

捕獲担い手の確保への取組でございますけれども、竹田議員のご紹介にもありましたように、今回は伊佐沢地区を中心に25名の方が狩猟免許の試験を受験され、早ければ11月初めから捕獲に従事することができるということのようでございます。地域ぐるみで主体的に取り組んでいただいていることは大変すばらしいことで、まさに自助、互助の精神にのっとりた称賛すべき活動と思います。今後の担い手確保のために狩猟の免許取得費用等の助成を継続、拡充する必要があるのではないかとご提言でございま

すけれども、ごもつともございまして、現在行っている長井市の免許取得等に対する助成制度については、ほぼ県内の平均的な水準になってございますけれども、この水準を維持しつつも、今回のような年度内の取得者の増加に対しましては、その状況に応じてしっかりと予算措置等を柔軟に行ってまいりたいと思っておりますので、今後ともいろいろご指導、ご助言を賜ればありがたいというふうに思っておりますし、今年度に入りましてから農林課のほうでも、今度は地域ぐるみで、農家、非農家に関わらず、少なくとも非農家の方でも様々な被害にあう可能性がございますし、実際イノシシと遭遇してけがとか場合によっては亡くなったというケースも全国的にはございますので、そういった取組等々について農林課のほうも地区と十分に、あるいは農業団体と協議しながら、ぜひそういったことで今後とも体制の強化を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、2点目の、この項目では最後のご提言でございますが、捕獲されたイノシシの資源化についてということで、出口対策としてジビエなどに資源化する処理施設の整備を行って捕獲の促進を図ってはどうかということでございます。これもやっぱりそれをただ埋め戻したり、場合によっては個人の食用で捕獲した人がいただくというようなことだけではなく、やっぱりしっかりとした、その資源として活用する仕組みづくりが必要だと思っております。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第10条では、自治体は、捕獲鳥獣の適正な処理を図るため、必要な施設の整備、充実、環境に悪影響を及ぼさない処理方法についての指導を行わなければならないとされております。また、第10条の2では、食品としての利用促進も併せて図ることとされております。ジビエでの利用が拡大することは、捕獲数を増やすためにも有効な手段であると考

えます。また、ジビエ加工施設整備に使える国の補助メニュー、これは2分の1補助なども制度化されておりますので、そういった意味ではぜひこれは検討しなきゃいけないというふうに思っております。

ただ、やはり課題もございまして、1つ目は、豚熱という、CSFという疫病の問題なようでございます。イノシシが介在した感染拡大が東北まで広がりつつあり、心配しているところですが、ジビエの先進地として知られている長野県では、豚熱が発生したことで処理施設の稼働を停止せざるを得なかった事例が発生しています。

2つ目については、原発事故の放射能の問題です。小国町の処理施設では、独自に設置した放射線検査施設で検査を行い、安全を確保した上で流通させるといった措置を取っているとのことでございます。県内的には、現在もまだ検査で放射能の基準値を超える場合もあるということから、イノシシについても安全性について十分確認を行っていく必要があります。さらに、運営コスト、担い手、従事者、必要な捕獲数の確保など、クリアしなければならない課題がありますが、農作物被害の防止・軽減や成功すれば地域資源を生かした観光や産業化にもつながりますので、検討に十分値するというふうに思いますし、また、今年から着任いただいております地域おこし協力隊の縄文そばの館を運営する方については、ぜひジビエをやりたいというような方もいらっしゃると思いますので、今後ぜひ前向きに検討してまいりたいと思っております。

続きまして、最後になりますが、2点目の公共施設の適正管理についてということで、私へは、新市庁舎完成後の現庁舎や教育庁舎の利活用についてというご提言をいただきました。

以前にもお答え申し上げたことがあるんですが、現在の市庁舎については、平成26年度に、極度に耐震度が低かったということから、耐震

補強の工事を行っておりまして、教育庁舎については耐震診断により耐震性が確保されているため、当面の大きな修繕の必要はございませんが、市庁舎については電気系統や給排水設備などの大がかりな改修工事が必要になってくるのかなと、再利用する場合そういった懸念がございます。また、市庁舎を事務所として活用する場合には、このまま使えるわけですが、別の用途、例えば以前に考えておりました、専門学校とか大学等々で教室として使っていただくなどの場合ですと、建築基準法上で再度の建築確認の申請あるいは消防施設等の見直し等、構造計算など新たな用途の基準に合致させる必要があるということでございます。

例えばですが、現庁舎が、用途は事務室になっておりますので、庁舎全てを民間の事務室として活用する場合、用途変更は不要ですが、現庁舎のうち100平米を超える部分を集会所や飲食店などの特殊建築物に活用する場合などは用途変更となりまして、建築確認、これは構造や防火、防災についての現行法の基準を満たさなければならぬ、ということを行う必要がございます。本庁舎は約2,700平米でございまして、用途変更する場合はあくまでも目安ですが、設計監理などの費用のほか、集会施設や学校に用途を変更する場合は、建物の床の構造の補強と内装・外装設備の改修費用も億単位でやっぱり必要になるのではないのかなというふうに思います。

一昨日の勝見議員のご質問の中でも、TASをオフィスビルにしたらいんじゃないかということで、市役所も事務所としてはすぐ使えるわけなんで、オフィスとして全体を使っていたところはないかもしれませんが、一部使っていただくとしても、その場合ですと、事務所でしたらそのままいいんですが、やっぱり冷暖房が入ってないということで、冷暖房を入れなきゃいけない。そのためには電気関係の設備

と、それから給排水も直さなきゃいけないということで、ぜひこれは活用すべきだと思いますが、そういう課題は残るということでございます。

市で改装する場合、用途変更を行うものになりますと、まとまったりリニューアル費用がかかってくることから、どのように活用していくか、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、教育庁舎については、延べ床面積569平米ということでございますが、これはやはりご質問にもお答えしておりますが、ぜひ文教の杜等々に保管していただいております古文書や様々な芸術作品等々、文化財等々についての保管庫とか貯蔵施設として、これはすぐ活用できるのではないのかなと考えているところでございます。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 私には、スマートフォン持込みによる対応についてご質問をいただいておりますので、お答え申し上げたいと思います。

文部科学省の通知、令和2年の7月31日付で出された、この内容について、まずご説明いたします。

近年、児童生徒への携帯電話の普及が進んでいるとともに、災害時や児童生徒が犯罪に巻き込まれたときなどに携帯電話を緊急時の連絡手段として活用する、こういう期待が高まっていることを受けながら、文部科学省として平成21年にこの文書を発出されているんですが、この見直しに係る検討を行うべく、学校における携帯電話の取扱等に関する有識者会議、これを設置して、その審議を踏まえて今回の通知に至ったところでございます。

基本的には、小中学校においては、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、小中学校への生徒の携帯電話の持込みについては原則禁止であることがここでは明記されております。ただし、登下校時の安全確保や

遠距離通学、それから公共交通機関を利用した通学等やむを得ない事情がある場合には、保護者との合意を前提に持込みは可能であるということが示されているところであります。

本市では、学校も保護者も今回の通知に対しては非常に冷静に受け止めております。保護者から学校に対して、スマホ等の持込みの要請は1件もございません。それから、校長会等からこの持込みの要請、それから検討についての話題も一切こちらのほうで受けておりません。さらに、この通知を受け、定例教育委員会で、市民の代表である4名の教育委員の方々からもご意見を頂戴したところでございます。ここでも、長井市にとっては直接持込みについては必要ないのではないかというふうなご意見を頂戴し、まとまったところでございます。

これらを踏まえて、長井市では都市部ほど登下校時の災害、それから犯罪等へのリスクが高くないことから、これまでどおり携帯電話の持込みについては原則禁止を維持するというふうにしたところでございます。

○平 進介議長 藁谷 尊産業参事。

○藁谷 尊産業参事 私のほうには、鳥獣被害対策の専門家の設置についてご質問をいただいております。

まずは、現状をご説明いたします。現在は、補助金等を活用していただきながら、猟友会を中心とした勉強会、研修会への参加が主となっております。その結果、先ほど市長からの答弁にもございましたとおり、芦沢、中伊佐沢地域を中心とした取組により、多くの方々に捕獲従事していただけるようになりました。今後とも研修会の持ち方につきましては充実を図る必要があるかというふうに認識しております。

そのような中で、今回ご提案ありましたアドバイザーの設置ということでございますけれども、こちら国の制度でございまして、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの設置や派遣制度とい

うものがございまして、長井市においても派遣事業によりアドバイザーから指導をいただいているというような事実はございます。

実際にこの配置をするということになりますと、やはり近隣に十分な知識、見識を持った方がいらっしゃればということでございます。そのような方がいらっしゃれば委嘱等をお願いすることも必要ではないかなというふうに思っておりますけれども、まずはこの制度を精査しまして、できるかどうかも含めて検討していかねばならないのかなというふうに考えております。

○平 進介議長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

私のほうには、公共施設の適正管理についての3点についてご質問でございますので、初めに日常点検による早期の現状把握についてお答えいたします。

公共施設等整備計画において、公共建築物に係る基本方針の中で、老朽化が進んでいる施設のうち継続して使用する施設については、壊れてから直すという事後保全型の維持管理から、計画的に保全を行う予防保全型の修繕を行うことにより、施設の長寿命化を図っていくというふうにしています。市が所有する施設には、築30年を超えているものが多く、今ある施設を長期にわたり良好な状態で使用するためには、適切に維持管理をしていくことが不可欠でありまして、そのことによってトータルコストの縮減と財政負担の平準化を図ることができます。

適切な維持管理のためには、竹田議員おっしゃるとおり、施設の日常点検、定期点検による現状把握が非常に重要になってきます。施設管理者自らが施設の点検を日常的または定期的に行うことで、事故等を未然に防止し、点検後の適切な処置により、改修費を最小限に抑えられるとともに、施設の長寿命化にもつながってきます。この予防保全型の管理方針を踏まえ、

建築基準法などの各種法令によって義務づけられている法定点検とは別に、施設管理者が自ら行う自己点検を実施する上で、施設管理者が比較的容易に施設点検できる項目を分かりやすくまとめた公共施設点検マニュアルを作成し、点検の習慣化を図っていききたいというふうに考えております。

山形県の県有建物長寿命化指針では、劣化度診断調査を実施し、その上で既存施設については65年から100年の目標耐用年数を設定し、中長期保全計画書を作成した上で、5年間をめぐりに短期予防保全工事の工事計画を検討しております。施設を日常的に利用、運営し、その状況を熟知する施設管理者が、専門知識を有した職員の協力を得ながら点検マニュアルを基に、施設の敷地や建物の内部、外部の状況、設備機器の状況を確認することは、異常や不具合を早期に発見し、迅速な改善対応につながり、先ほど申し上げた事故の未然防止や適切な早期対応により、改修費を最小限に抑えるとともに、施設の長寿命化につながってまいりますので、山形県や他市の点検マニュアル等を参考にしながら、作成について検討してまいりたいというふうに考えております。

2番目に、計画的修繕のための点検結果、修繕実績の記録作成についてでございますが、現在、公共施設に関するデータは、それぞれの所管課におきまして管理されているものが多く、例えば公共構築物の改修工事や維持管理費等については、公共施設整備課で毎年調整しているところですが、財政課で管理する固定資産台帳への反映まで至っておらないのが現状でございます。データの統一や整理まではなされていないというのが現実でございます。施設ごとに建築年数や延べ床面積、保有スペース等の基本情報のほか、維持管理費や改修工事の履歴、点検の記録など、建物の形状、健康状態を整理したもの、竹田議員のおっしゃるような建物カルテ

があれば、公共施設等の管理運営方法の改善にもつながっていき、建物の現状や課題について全庁的に共通意識を図っていくことができるというふうに考えておりますので、点検マニュアルと併せた作成を検討してまいりたいというふうに考えております。

3番目の長井市公共施設等整備計画の見直しの時期についてでございますが、先ほどの小関議員の質問の答弁とも重複いたしますけれども、長井市公共施設等整備計画の前期計画期間が今年度までになっておることから、前期5年間、平成28年度から令和2年度の事業計画を振り返り、整備スケジュールや使用施設の事業費、計画全体の総事業費を確認し、変更が生じた部分を反映させた上で、後期計画の見直し、計画の変更を令和3年度に行いたいというふうに考えております。

この見直しにつきましては、規模であったり予算的なものになってまいりますが、その後に今回の点検や診断をベースにした中長期的な整備計画の作成も当然必要になってくるというふうに思っております。

○平 進介議長 沼澤孝典農林課長。

○沼澤孝典農林課長 私には、質問事項1の鳥獣被害対策の強化についてというようなことで3点ほどご質問いただいておりますので、順次お答えいたします。

初めに、(1)鳥獣被害対策の見直しについてでございます。

鳥獣被害防止計画につきましては、鳥獣による農林水産等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第2条の2及び第4条の規定により定めるものとされてございます。長井市におきます現の計画期間は令和元年度から令和3年度までの3年間となっております。捕獲計画数の設定に当たりましては、食害や人的被害を未然に防ぐため、必要最小限の捕獲を行うこととされてございます。県のイノシシ管理計画

との整合を取りながら実際は設定をしております。

長井市のイノシシの捕獲計画につきましては、議員おっしゃいましたように年10頭となつてございます。これまでの当市の捕獲頭数でございますけれども、これまで昨年の4頭が最高で、本市計画の10頭では収まっている状態でございます。今年度でございますけれども、既に個体数の急激な増加の影響というふうなことで、既に8頭を有害捕獲してございます。また、芦沢、中伊佐沢地域で多くの方に免許取得いただきましたので、さらに頭数も増えてくるものと予想されているところです。

計画の変更でございますけれども、これは県との協議も必要となつてございますけれども、猟友会から様々ご意見をいただいたりしてございますので、今年中に50頭を目途に計画の変更を行う予定としてございます。

次に、鳥獣被害対策実施隊の体制強化というご質問でございます。

実施隊の設置につきましても、先ほどの鳥獣被害防止のための特別措置に関する法律第9条に定められてございます。また、山形県鳥獣捕獲許可事務の取扱要領では、捕獲を行う場合は事故あるいは違反の防止に努めるため、複数による捕獲班を編成しなければならないとされてございます。

本市におきましても、免許を必要としない生息調査あるいは捕獲補助をいただける方も任命できますように制度は既に改正してございます。定数につきましても、20名の増員を行っているところです。地域での取組と連動した捕獲実施体制を構築していく中で、さらにご協力をいただける方が増えてくるというふうなことは大変ありがたいことだと思いますので、今後におきましても積極的に任命してまいりたいというふうに思います。

最後に、推進体制づくりや運営等への指導・

支援についてでございます。

今年は特にでございますけれども、イノシシや熊、頭数が非常に増加していることや、人里にも平気で出没するようになってございます。場合によっては人的被害も心配されますので、大変重要な課題だと認識しております。地域の皆様が野生鳥獣被害の防止に関心を持っていただくことを含めて、伊佐沢地区のように捕獲に直接参加いただけることは、課題解決のための重要な足がかりになるものというふうに思います。今後、先ほど申し上げました頭数の増加、被害の拡大見られますので、地域自ら取り組んでいただくことはなお一層必要となつてきております。今後もモデル地区の登録指定などを通じまして、地域と一体になって対策に邁進してまいりたいというふうに考えているところです。

○平 進介議長 小関浩幸教育参事。

○小関浩幸教育参事 スマートフォン使用のマナーの指導についてというご質問でございますが、竹田議員おっしゃるとおり、ここ数年、道路での自転車に乗った児童生徒が歩行者に接触するなどして加害者となる事案が全国的に話題になっています。学校では、地域や関係機関等と連携いたしまして、安全指導に努めているところでございます。

スマホ使用のマナーの指導についてということでございますが、基本的な考え方として、児童生徒にスマホを与えていますのは保護者でございますので、使用の仕方を教える第一義的な指導の責任は保護者にあると考えております。しかし、学校といたしましても、校外での安全指導の一環として指導していく必要あるものと考えておりますので、歩いているときも同様ですが、事故を起こさないための指導、事故に遭わないための指導などについて、今後さらに重視して指導していかなければならないと感じているところでございます。

次に、スマホ対応と働き方改革の取組につい

てのご質問についてお答えいたします。

学校の教職員の長時間労働については大きな課題となっており、市といたしましても昨年度、校長会、長井市PTA連合会で学校現場の働き方を考える場を設定するなど、取組を進めているところでございます。しかし、今年は、議員からもございましたように、新型コロナウイルス感染症への対応も必要になったということで、長時間労働の解消には至っていないのが現状でございます。

このような状況の中でスマホ持込み容認ということになれば、スマホの保管であったり返却、児童生徒への指導、トラブルへの対応、保護者への説明、対応など関連する業務が増大することは明らかでございます。特に最近の長時間労働の原因の一つに生徒指導上のトラブルへの対応がありますので、スマホの持込み容認となれば関連するトラブルが増加することが想定されますので、大きな懸念材料となります。

先ほど申し上げましたが、長井市教育委員会といたしましては、スマホの学校への持込みは原則禁止することといたしますが、国や県など今後の動きを捉えながら、学校が担うべきこと、保護者が責任を持って行うべきこと、児童生徒への指導の在り方など、今のうちに整理しておきたいと考えているところでございます。

○平 進介議長 目黒孝博学校教育課長。

○目黒孝博学校教育課長 それでは、竹田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、スマホの利用ルールを作成についてお答えします。

ご指摘のとおり、各学校では、ゲーム、動画、SNSを長時間利用することで依存症に陥ることや、生活リズムが崩れることを心配しています。スマホやインターネットの利用ルールについて鍵を握っているのは各家庭での保護者のお子さんに対する指導やルールづくりです。スマホを持たせるかどうかについて判断をするのは

保護者になりますので、各学校では、スマホを持たせること、スマホを利用することについてよく考えていただきたいという思いで、家庭と連携した活動を進めています。例えば、生活リズム強調週間を設けて、メディアとの接触について、お子さんと保護者に一緒に考えていただく機会を設定したり、PTAの研修会のテーマとして専門家の話を聞いたりする機会を設けたりしています。また、児童生徒の携帯電話やスマートフォンの所持率も年々高くなってきていますので、児童生徒への指導については、情報モラルやネット依存症の問題を取り上げて、学年に応じた指導を継続して行っております。

最近では、特にSNSによるいじめや誹謗中傷について問題になってきていることもあり、特に中学校などでは生徒指導を含めた形で指導している学年もあります。学校教育課としては、学校と長井市PTA連合会にも働きかけを行いながら、スマホを児童生徒に与えることのリスクを保護者と一緒に考えて、まずは各家庭でのルールづくりをしっかりと行っていただけるよう、保護者への働きかけを行っていきたくと考えています。

また、各学校においては、スマホだけではなく、通信機器を利用することによって発生するリスクや責任を児童生徒に考えさせるとともに、正しく使うことによるよさや便利さについても併せて伝えて、実際に使わせながら感じさせていきたいと考えています。

次に、スマホの校内での保管についてお答えいたします。

教育委員会としては、現段階は原則持込禁止を維持しますが、持込みを許可した場合、学校が背負うリスクも業務も確実に増えます。スマホは高価なものでもあり、紛失、破損、個人情報流出など、懸念されることもたくさん出てきますので、特別な事情があって持込みを認めなければならないケースが今後出てきた場合は、

個々の実情を把握して保護者や児童生徒と管理や紛失の場合の責任、学校内での使用、登下校中の使用についてなど、細かい点まで話し合っ
て決めていきたいと考えています。

○平 進介議長 5番、竹田陽一議員。

○5番 竹田陽一議員 ご答弁ありがとうございます。
ました。

まず、スマホの関係なんです、このたびはこの地域の学校では原則禁止というようなことではありますが、スマホの普及率が7割を超えているというような状況がありますので、やっぱりスマホを悪い形でなくて賢く使うこともこれからの時代大切なというふうに思いますので、さらなるモラルとかマナーとかの部分については、家庭、それから生徒共々議論しながら進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、鳥獣被害対策関係ですが、市長からも大変心強いご答弁をいただきました。やはり地元では相当困っておりますので、いろいろ工夫をしながらやっていきたいというふうに思っていますし、やはり個人だけではなかなか対応できないので、地域全体でやっていく必要があるんだろうというふうに考えています。今回は狩猟免許なども多くの方が取っていただきました。これを機会に、きちっとした、例えば被害対策協議会とか推進協議会とかいうものをつくって、継続して取り組めるようにというふうに考えておりますので、その辺についても今後とも指導、支援のほうをよろしく願いしたいというふうに思います。

それから最後に、公共施設の適正管理の関係ですが、現市庁舎、それから教育庁舎の利活用についても、市長は十分考えておられるということが分かりました。公共施設は、長く使って何ぼかなというふうに思います。家庭的にも、自分のものであれば耐用年数過ぎても幾らでも長く使うと。それで使えなくなれば、その役割

もなくなれば処分するということになりますが、耐用年数ある限りはきちっとした使い方で市民のサービスに利用していただければなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

渡部秀樹議員の質問

○平 進介議長 ここで渡部秀樹議員から資料の配付について申出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

次に、順位14番、議席番号9番、渡部秀樹議員。

(9番渡部秀樹議員登壇)

○9番 渡部秀樹議員 お疲れさまでございます。緑風会の渡部秀樹です。一般質問3日目、最終日最後、トリとなります。一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

また、本日は少し目の調子が悪いようで、眼鏡をかけて読んでいいのやら、眼鏡を外したほうが見えるのやらという状況ですので、少しご迷惑かけるかもしれませんが、先に申し上げておきます。

本日、9月9日、救急の日であります。長井市にお住まいの皆様が、急な病気やけがなどに見舞われることのないようお祈りさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症の脅威が世界中を襲う中、豪雨や台風の猛威が日本中に暗い影を落としております。一日でも早く健全な社会情勢に回復することをお祈りいたします。

今年の7月に日本中で猛威を振るった令和2年7月豪雨の際、私も地元消防団員として土のう積みなどを5時間、排水作業を9時間にわた